



2026 年 1 月 30 日

各 位

会 社 名 片倉コープアグリ株式会社
代 表 者 代表取締役社長 二井 英一
(コード：4031 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 経営企画・人事本部長 成沢 孝征
電 話 番 号 03-5216-6611 (代)

株式給付信託（BBT）への追加拠出に伴う
第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2026 年 2 月 17 日(火)
(2) 処分する株式の種類及び数	普通株式 18,000 株
(3) 処 分 価 額	1 株につき金 966 円
(4) 処 分 総 額	17,388,000 円
(5) 処 分 予 定 先	株式会社日本カストディ銀行（信託E口）

(注) 処分予定先である株式会社日本カストディ銀行（信託E口）は、当社とみずほ信託銀行株式会社との間で当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者（再信託受託者を株式会社日本カストディ銀行）とする信託契約（以下「本信託契約」といいます。）を締結することによって設定されている信託口であります。なお、本自己株式処分は、株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下「本制度」といいます。）に基づいて当社の取締役及び執行役員（社外取締役及び監査役は除きます。以下、「取締役等」といいます。）への給付を行うために行われるものであり、当社に対する役務提供の対価として取締役等に対して株式を割り当てる場合と実質的に同一であります。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2017 年 6 月 28 日開催の定時株主総会の決議に基づき、本制度を導入しております（本制度の概要につきましては、2017 年 4 月 26 日付「株式給付信託（BBT）の導入に関するお知らせ」及び 2017 年 7 月 28 日付「株式給付信託（BBT）の導入（詳細決定）に関するお知らせ」をご参照下さい。）。
今般、当社は、本制度の継続に当たり、将来の給付に必要と見込まれる株式を本信託契約に基づい

て設定される信託（以下「本信託」といいます。）が取得するため、本信託に対する金銭の追加拠出（以下「追加信託」といいます。）を行うこと、並びに本制度の運営に当たって当社株式の保有及び処分を行うため、本信託の信託受託者から再信託を受けた再信託受託者である株式会社日本カストディ銀行（信託E口）に対し、第三者割当により自己株式を処分すること（本自己株式処分）を決定いたしました。

処分数量については、「役員株式給付規程」に基づき信託期間中に取締役等給付すると見込まれる株式数に相当するもの（2026年3月末日で終了する事業年度から2027年3月末日で終了する事業年度までの2事業年度分）であり、2025年9月30日現在の発行済株式総数10,161,686株に対し0.18%（2025年9月30日現在の総議決権個数89,027個に対する割合0.20%（いずれも小数点第3位を四捨五入））となりますところ、2017年4月26日付「株式給付信託（BBT）の導入に関するお知らせ」に記載の本制度の目的に照らして、希薄化の規模は合理的であると判断しております。

※追加信託の概要

追加信託日 2026年2月17日

追加信託金額 17,388,000円

取得する株式の種類 当社普通株式

取得株式数 18,000株

株式の取得日 2026年2月17日

株式取得方法 当社の自己株式処分（本自己株式処分）を引き受ける方法により取得

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値966円といたしました。

取締役会決議日の直前営業日の終値としたのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、合理的と判断したためです。

なお処分価額966円については、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近1か月間の終値平均973円（円未満切捨）に対して99.28%を乗じた額であり、同直近3か月間の終値平均926円（円未満切捨）に対して104.32%を乗じた額であり、さらに同直近6か月間の終値平均958円（円未満切捨）に対して100.84%を乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえず、合理的なものと判断しております。

なお、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役5名（うち3名は社外監査役）が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以 上